総務市民委員会 会議録

日 時 令和4年8月30日(火曜日)

午前10時00分開会 午後2時36分閉会

場 所 第1委員会室

日程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項及び報告事項
 - (1)消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員(6名)

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 篠塚 昌毅

委員 久松 猛

委 員 海老原 一郎

委 員 今野 貴子

委員 島岡 宏明

欠席委員(1名)

委 員 吉田 博史

説明のため出席した者(27名)

市長公室長 川村 正明

総務部長 羽生 元幸

市民生活部長 真家 達成

消防長 鈴木 和徳

議会事務局長 塚本 隆行

消防次長 檜山 保明

政策企画課長 佐々木 啓

行革デジタル推進課長 元川 宏

財政課長 山口 正通

総務課長 平井 康裕 防災危機管理課長 皆藤 秀宏 人事課長 武井 衛 管財課長 秋山 太 川上 勇二 課税課長 市民活動課長 佐野 善則 坂本 英宣 生活安全課長 市民課長 羽成 信明 環境保全課長 室町 和徳 環境衛生課長 羽成 健之 教育総務課長 塚本 富美代 学務課長 田中 裕之 博物館副館長 木塚 久仁子 スポーツ振興課長 大橋 博 磯山 公奉 消防総務課長 予防課長 三上 健市 警防救急課長 本橋 一夫 議会事務局次長 天貝 健一

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者(0名)

- 〇吉田(千)委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。本日は吉田(博)委員が欠席でございます。早速、消防本部の案件について、協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和4年、8月30日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より説明を願います。
- ○本橋警防救急課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)を御説明いたします。補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症オミクロン株BA5等のまん延に伴い、救急隊員の感染対策資機材を確保するため、増額補正するものです。補正額は51万4,000円となり、補正後の予算額も同じく51万4,000円となります。財源でございますが、寄付金で50万円及び一般財源1万4,000円となります。寄付金につきましては、株式会社ダスキン土浦から新型コロナ感染症対策事業に使用するものにと受けたものとなります。整備品は感染防止衣の上下、人工呼吸器フィルターでございます。警防救急課からは以上となります。
- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。
- ○海老原委員 補正理由にBA5等のまん延と書いてあるんだけど、拡大が収まらないので、増額補正ということなら分かるんだけど、BA5とあるので、BA5用の何か特別な、新しいものを入れたかどうか教えてください。
- ○本橋警防救急課長 特段BA5用の資機材を入れたものではございません。
- ○吉田 (千) 委員長 そのほか御質問はございますでしょうか。

- ○吉田 (千) 委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料②土浦市消防フェスティバル 2022の開催について、説明を願います。
- ○磯山消防総務課長 資料②土浦市消防フェスティバル2022の開催について、御説 明いたします。当フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、 3年ぶりに開催するものでございます。開催日時は、令和4年10月1日土曜日、午前 10時から午後2時まで、土浦市消防本部庁舎及び屋外訓練場において開催いたします。 このイベントは、地域に根ざした火災予防、迅速・的確な災害対応による、安心・安全な 街づくりの推進を実現、見て、触って、体験して、消防を身近に感じてもらい、消防防災 意識を啓発することを目的として開催しております。内容は、市内小学生高学年3人1 組のチームで救急技術を競う子供メディカルラリー、ロープ渡り等の救助技術体験、消 防車からホースを延長し、水を出す放水体験、はしご車搭乗体験等の体験ブースを設け、 消防車、救急車、消防用資機材の展示、土浦協同病院協力のもと、ドクターカー(ラビッ トカー)の展示、日立建機株式会社協力のもと、建設用重機の展示を行います。また、今 回は、総務省消防庁の行っている事業で、消防団員入団促進キャンペーンの一環で、自 治体が行う広報イベントに、吉本興業ホールディングス株式会社所属の芸人をイベント に無料で派遣する事業に応募したところ、土浦市の行う消防フェスティバルに、吉本興 業ホールディングス株式会社協力のもと、サプライズゲストが派遣され、土浦市消防フ エスティバル2022に参加することになりました。今回は、新型コロナウイルス感染

防止対策に、細心の注意を払いながらとはなりますが、会場では、子どもから大人まで、楽しく体験できる催し物を準備しております。消防業務の一端を楽しく体験し、多くの市民の方に消防業務への更なる御理解・御協力を賜れればと思います。また、土浦市消防本部救急功労者表彰式を当日執り行います。受賞者は、茨城県土浦保健所入江所長、小川地域保健調整監兼保険指導課長でございます。新型コロナウイルス感染症の状況により、フェスティバルの中止又は一部変更する場合もございます。消防本部のホームページに、消防フェスティバルのPR動画を掲載しておりますので、ぜひ、御覧ください。消防総務課からは以上です。

- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。
- ○今野委員 吉本興業ホールディングス株式会社から芸人がいらっしゃるということですが、どなたがいらっしゃるかもう決まっているんですか。
- ○檜山消防次長 こちらは、オスペンギンという芸人がこちらにお見えになるそうです。 茨城県出身の方が一名いるということを伺っております。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

- ○吉田 (千) 委員長 つぎに、資料③令和4年度秋季点検について、説明を願います。
- ○本橋警防救急課長 資料③令和4年度秋季点検についてを御覧ください。令和4年度 秋季点検を、消防団員の士気高揚及び円滑な運営に資することを目的として、下記のと おり実施いたします。実施日時ですが、令和4年11月13日日曜日、午前8時30分 からとなります。場所は消防本部北側の屋外訓練場となります。その他といたしまして、 新型コロナウイルス感染症の状況により、秋季点検を中止又は縮小する場合があります ので、あらかじめ御了承のほどよろしくお願いいたします。最後に、来賓といたしまし て、総務市民委員の皆様方には、後日案内状をお送りいたしますので、御出席のほどよ ろしくお願いします。警防救急課からは以上となります。
- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

- ○吉田(千)委員長 そのほか、消防本部からございますか。
- ○鈴木消防長 ございません。
- ○吉田(千)委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。
- ○**篠塚副委員長** 今回の議案で、災害対応特殊ポンプ自動車の購入が予定されているんですが、ボディがおそらく出荷停止になっている企業のものかと思うので、その対応等については、次回の本委員会でお伺いしたいと思いますので、何か分かることがあれば、答えていただければと思っております。
- ○吉田 (千) 委員長 そのほか、委員の皆様からございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田 (千) 委員長 消防本部の皆様は、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

〇吉田(千)委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)財政調整基金及び公共施設等総合管理基金について、執行部より説明を願います。

〇山口財政課長 一般会計補正予算の(第6回)(案)、財政調整基金及び公共施設等総 合管理基金への積立金の計上でございます。1番の今回の積立の理由でございますが、 決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上の金額 を積立又は繰上償還しなければならないとされております。このようなことから、決算 上の剰余金を活用いたしまして、財政調整基金、公共施設等総合管理基金、市立学校施 設整備基金へ積立てるものでございます。積立金額につきましては、2番の補正予算額 を御覧いただきたいと思います。まず、表の下の算定式にもございますように、令和3 年度の歳入から歳出を差し引きました形式収支、37億643万4,000円から、令 和4年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額、7億7,142万2,000円を差 し引いた実質収支は、29億3,501万2,000円となりました。このうち(1)の 財政調整基金につきましては、当初予算におきまして、財源不足に対応するため、10 億円の繰入金を計上していることから、同額を積み立てることといたしまして、当初予 算に1,000円を計上しておりますので、今回の補正金額は、9億9,999万9,0 00円となるものでございます。その下に、参考といたしまして、令和4年度の財政調 整基金の予算上の推移を記載させていただいております。積立金は、当初予算、今回の 補正予算合わせまして10億円、取崩額は、当初予算で10億円、これまでの補正予算 の財源として、9,800万円ほど充当しておりますので、合わせて10億9,815 万8,000円となり、差引9,815万8,000円のマイナスとなっており、取崩額 が積立額を上回っている状況です。2ページをお願いいたします。(2)の公共施設等総 合管理基金・市立学校施設整備基金でございますが、決算上の剰余金を活用いたしまし て、将来の公共施設の改修・更新費用の財源とするため、公共施設等総合管理基金に、 老朽化した学校施設の長寿命化をはじめとする改修等の財源とするため、市立学校施設 整備基金に、それぞれ積立を行うものです。積立金額につきましては、その下に算定式 がございますように、令和3年度の実質収支から財政調整基金への積立額及び本定例会 の補正予算の財源として充当する額を差し引いた残額は、13億6,763万円となり まして、これを二つの基金にそれぞれ6億8,381万5,000円ずつ積み立てるも のです。なお、市立学校施設整備基金への積立金は、教育委員会で予算計上の予定です。 令和3年度の実質収支29億3,501万2,000円の活用についてでございますが、 その下の表にございますように、財政調整基金、公共施設等総合管理基金、市立学校施 設整備基金の三つの基金に積み立て、このほか本定例会の補正予算への充当財源とする ものです。また、三つの基金への積立額の合計は、23億6,762万9,000円とな り、実質収支の2分の1の額を上回っておりますので、地方財政法の規定はクリアして おります。3番の基金の額でございますが、あくまで、予算上の額となりますが、今回 の補正予算分を含めた合計額は、一番右側に記載してございますように、財政調整基金 は、70億6千634万5,000円、公共施設等総合管理基金は、18億8,383万5,000円、市立学校施設整備基金は、14億7,779万1,000円となります。 説明は以上でございます。

- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。
- ○海老原委員 3番の基金の額。財政調整基金は、現在額というのは10億9,815 万8,000円取り崩した金額ということだよね。
- 〇山口財政課長 こちらの金額は、1ページの一番下にございます積立10億、取崩し 10億9,815万8,000円をしたうえでの、最終的な残高が70億円余りになっ ているということでございます。
- ○海老原委員 それは分かったんだけど、その下の公共施設等総合管理基金と市立学校施設整備基金については、これは取崩してはいないよね。
- ○山口財政課長 現在のところは、まだ取崩しはしておりません。
- ○篠塚副委員長 財政調整基金が1億円減ったということだよね。それから、公共施設や市立学校は、今このアンケートの資料が来ているけど、これからお金がたくさんかかってくるという二つの基金ですよね。この基金はこの額があっても、いつなくなるか分からないという厳しい財政運営が続いているという理解でよろしいんですか。
- 〇山口財政課長 副委員長がおっしゃられたとおりでございまして、それぞれ18億、14億の積立になっておりますけれども、今後、学校につきましては、学校施設の長寿命化から始まりまして、年間20億円程度かかっていくということでございます。公共施設につきましては、老朽化が著しい施設もございますし、ただ今公共施設等総合管理計画もありますけれども、そういったことで多大な金額がかかっていくということで、これだけの積立でもまだまだ足りないというふうには思っております。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

- 〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料②令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について及び令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告については、関連がございますので、一括して説明を願います。
- 〇山口財政課長 資料②令和3年度決算に基づく健全化判断比率等についてをお願いいたします。まず2ページをお願いいたします。この健全化判断比率は、左上にありますように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法の規定により、決算に基づき、毎年作成いたしまして、監査委員の意見をいただき、議会に報告のうえ、公表しているものでございます。左側の中ほどの図にありますように、指標では、健全段階、早期健全化基準、財政再生基準に分類され、早期健全化基準以上になりますと、それ以上の財政の悪化を防ぐため、財政健全化計画を策定しなければならず、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定し、地方債の制限など国等の関与による健全化が図られることとなります。指標については、左下にございますように、一般会計から、公営事業会計、一部事務組合、公社・第三セクターまでを網羅した4種類の指標が対象となっております。まずは、2ページ右側の①の実質赤字比率でございますが、実質赤

字比率は、形式的には黒字であっても翌年度の収入を繰り上げていたり、支払いを翌年 度に繰り延べするなど実質的に赤字である場合、一般会計等における実質赤字が標準財 政規模に対して、どのくらいの割合となっているかを示す比率であり、赤字の程度を指 標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。その下の、②の連結実質赤字比率は、 先ほどの一般会計等に特別会計、公営企業会計も加えて、実質赤字の割合を示したもの です。①実質赤字比率、②連結赤字比率いずれも、本来生じるべきものではなく、本市 では、赤字ではありませんでしたので、該当なしとなります。3ページをお願いします。 ③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、公営企業会計の地方債の償還金、すなわ ち公債費や特別会計への繰出金等で公債費に充てられたものなど、実質の公債費の標準 財政規模に対する割合を示すものであり、借入金等の返済額などの大きさを指標化し、 資金繰りの程度を示すものです。本市におきましては、上段の枠の白抜きにあるように、 過去3か年の平均で4.4パーセントとなり、昨年度が、4.1パーセントでしたので、 0.3ポイント上昇し、悪化しておりますが、早期健全化基準は、25パーセント、財政 再生基準が35パーセントですので、基準は下回っております。単年度の指標では、中 ほどの算定式にあるように4.9パーセントとなっており、一番下の水色の箱にもござ いますように、令和元年度、令和2年度、令和3年度と年々上昇し続けておりまして、 昨年4.6パーセントでしたので、0.3ポイント悪化しております。3か年、単年度い ずれも悪化している要因は、大規模事業の償還が始まり、償還金が増加していることに よるものです。公債費のピークは、令和5年から令和10年頃を見込んでおりますので、 今後も実質公債費比率の指標は悪化していく可能性があります。 4ページをお願いいた します。④将来負担比率でございます。先ほどの実質公債費比率が、公債費の水準を図 る指標であるのに対し、将来負担比率は、地方債の償還や債務負担行為の額、市が将来 にわたって負担するべき職員全員の退職金、広域事務組合の公債費や公社等の負債など、 将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込め る歳入を差し引いた実質的な負担額が、標準財政規模に対して、どれくらいの割合かを 示すものであり、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。将来負担比 率は、昨年度の31パーセントより16.5ポイント改善し、14.5パーセントとな っております。改善した理由としては、繰上償還を含め、借入額を償還額が上回ってい るとによる市債残高の減少と、基金への積立などが主な要因となっております。 5 ペー ジをお願いいたします。資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の状況を表した もので、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。中ほどの四角で囲ってあります、下 水道事業・農業集落排水事業・水道事業・駐車場事業の四つの公営企業の単体の赤字の 割合を示すもので、一番下に記載してありますように、いずれも資金不足は生じており ませんでした。以上が、財政健全化法に基づく健全化判断比率でございまして、全国的 にみても、公表の義務付け以降、平均値が低下しており、財政悪化の抑止効果が表れて いると思われます。本市におきましては、実質公債費比率は悪化、将来負担比率は改善 となりましたが、いずれも基準未満となりました。しかしながら、将来負担比率におい て、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策など山積する課題に係る将来負担な どは勘案されないことや、また、自治体財政は、災害時における緊急の財政出動などで、 短期間で容易に悪化してしまうこともあることから、今回の算定結果に安心することな く、長期財政見通しや公会計における財務書類などを活用して、本市の財政状況を的確 に把握し、将来にわたり持続可能な財政運営を図ってまいりたいと思っております。説 明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。 (「なし」という声あり)

〇吉田 (千) 委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③、④令和3年度土浦市の財務書類について、説明を願います。

〇山口財政課長 つづきまして、資料④令和3年度決算土浦市財務書類分析要約につい てをお願いいたします。財務書類の説明をさせていただきます。財務書類に関しては、 本編の令和3年度土浦市の財務書類と、要約版となります分析要約の2点を用意させて いただいております。説明に当たりましては、財務4表を図化した要約版を使って説明 をさせていただきます。まず、財務書類につきましては、平成27年度決算から、統一 的な基準に基づく財務書類を作成・公表しておりまして、類似団体等との比較や経年比 較など財政状況を多角的に分析することが可能となり、今後、資産・債務管理や予算編 成、行政評価等に有効活用することで、マネジメントの強化、財政の効率化・適正化が 図れるものと期待されております。具体的には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資 産変動計算書、資金収支計算書、この四つをもって、財務4表と呼ばれており、一般会 計に公共用地先行取得事業特別会計を含めた一般会計等、これに特別会計、公営企業会 計を合わせた全体会計、さらに、一部事務組合や外部団体を含めた連結会計、この三つ の会計それぞれに作成をしております。今回は、一般会計等分について説明させていた だきます。2ページをお願いいたします。こちらは、貸借対照表を図化したもので、貸 借対照表は一般的にバランスシートと呼ばれているもので、会計年度末における資産・ 負債・純資産の残高及び内訳を明らかにし、将来世代に引き継ぐ資産がどれだけあり、 また、将来世代が負担する負債がどれだけあるのかを示しているものでございます。表 の下に説明がありますように、表の左側の緑色の資産は、行政サービスを提供するため の公共施設などの固定資産や現金などで、現時点での行政サービスの源泉となるもので す。右上の負債は、地方債など将来世代の負担、右下の資産と負債の差額である純資産 は、これまでの世代が負担した正味の資産となります。左側の資産につきましては、固 定資産と流動資産に大別され、固定資産は、庁舎や学校などの公共施設等の事業用資産、 道路や公園などのインフラ資産、物品からなる有形固定資産と、出資金や特定目的基金 などの投資その他の資産からなります。このうち、固定資産の明細につきましては、3 ページを御覧ください。経年の金額や増減比較、右端に増減要因を記載しております。 令和2年度との比較、R3-R2の欄でございますが、まず、事業用資産では、建物で、 小中学校のエアコン設置、トイレの改修などで資産が増したものの、減価償却による価 値の減少分が取得分を上回ったことにより、減しておりますが、土地のところで、公設 地方卸売市場の資産を一般会計に所管替えしたことなどにより、事業用資産は、4億3,

800万円の増加、インフラ資産では、減価償却による価値の減少が大きく、17億6, 400万円の減少、投資その他の資産では、公共施設等 総合管理基金、市立学校施設整 備基金への積立などにより、3億700万円増加しましたが、固定資産全体では、イン フラ資産の減少が大きく、令和2年度と比べ、12億8,400万円の減少となりまし た。2ページにお戻りいただいて、左下の流動資産は、現金預金、財政調整基金、市債管 理基金などの増により、27億2,100万円の増加。固定資産と流動資産を足した資 産合計は、14億3,800万円の増加となりました。一方で、右上の負債は、将来世代 の負担となるもので、地方債や退職引当金等の将来支払いが見込まれる費用でございま して、775億1,900万円となり、32億9,100万円の減少となりました。大き な要因は、地方債について、繰上償還含め、地方債を発行する以上に償還しておりまし て、総額が減少していることによるものです。この結果、資産合計から負債を差し引い た、右下の純資産は、資産が増加し、負債が減少しておりますので、合わせて47億2, 800万円の増加となりました。4ページをお願いいたします。つづきまして、行政コ スト計算書でございます。行政コスト計算書は、福祉や教育等のサービスの提供など、 資産形成につながらない経常的な費用と、受益者からの使用料や手数料など、経常的な 収益を対比させた書類で、経常的な費用と収益という観点から見た行政コストを明らか にするものであり、民間企業の損益計算書にあたるものです。左上の、行政サービス提 供にかかったコストとしての人件費は、職員の採用・昇給などにより職員給与費が増し たものの、賞与・退職引当金などの減により、2,400万円の減少。その右側の、物件 費等では、新型コロナウイルスワクチン接種費用などによる物件費の増、汚泥再生処理 センターや給食センターの償却開始に伴う減価償却費の増などにより、14億5,40 0万円の増加。左下の、他団体への負担金や、福祉・社会保障給付などの移転費用は、令 和2年度に実施した特別定額給付金の皆減、コロナの影響による施設使用料の減などに より、102億9,500万円の大幅な減少。その他費用では、地方債残高の減少によ る支払い利息の減などにより2億5,200万円の減少となり、経常費用全体では、9 1億1,800万円の減少となりました。これに対しまして、右上の、行政サービス提 供の対価として得られる使用料、手数料などの経常収益は、前年度の土地開発公社の残 余財産の受入れによる収入の皆減などにより、1億6,900万円減少し、この結果、 経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、497億5,200万円とな り、臨時損益を加えた最終的な純行政コストは、89億8,600万円減少し、 497億5,200万円となったものです。大幅に減少した要因は、特別定額給付金が 皆減したことであり、令和3年度は、この他に子育て世帯や非課税世帯等に対する臨時 特別給付金の支給などもあり、コロナ禍では経年の比較は難しいものとなっております。 6ページをお願いいたします。つづきまして、純資産変動計算書です。純資産変動計算 書は、資産と負債の差額である純資産が、どのように変動したのかを表示しておりまし て、貸借対照表の令和3年度中の純資産の変動要因を明らかにするものです。具体的に は、右上に記載してありますように、行政コスト計算書から算出された純行政コストが、 税収や国県補助金など受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているのかを表し

ております。図の中ほどの、行政サービスにかかるコスト、純行政コスト497億5, 200万円を賄う財源として、税収等や交付税、国県等補助金などの収入が522億7, 400万円、資産の評価変動などが22億円、この差額1,068億6,600万円が 貸借対照表の純資産として増加し、純資産は令和2年度と比べ、47億2,800万円 の増加となったものでございます。こちらは、受益者負担で賄えない純行政コストを、 税収や補助金等で補ったうえで、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源、純 資産が増加したというものでございます。7ページをお願いいたします。つづきまして、 資金収支計算書をグラフ化したものです。資金収支計算書は、いわゆるキャッシュフロ ーといわれるもので、資金の流れを業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の三つ の活動に分けて表示したものです。収支を性質別に区分することで、どのような活動に 資金を充てているかが分かるものです。図を御覧いただきたと思います。上が収入、下 が支出のグラフとなっており、中ほどに区分別収支の説明がありますが、業務活動収支 は、経常的な行政活動で、収入は税収や交付税、交付金など、支出は投資・財務活動以外 の毎年継続的に行われる各行政サービスで、収支を比べると収入が支出を上回っている ので、収支はプラス、投資活動収支は、資産の増減を伴う収支で、収入は公共施設整備 等に対する国庫支出金など、支出は公共施設・公用施設整備などで、収支はマイナス、 財務活動収支の収入は、地方債の借入、支出はその償還となりまして、現在は償還金の ほうが上回っておりますので、収支はマイナスとなりました。この結果、資金収支のト ータルは右側に記載されておりますように、プラス18億9,700万円となり、当年 度期末資金残高は、一番下にありますように、37億600万円となっております。ま た、基礎的財政収支、歳入歳出から地方債の借入と償還を差し引いた収支のバランスと なるプライマリーバランスでございますが、縦の赤い破線で区切られた部分となりまし て、65億800万円のプラス、黒字となったものでございます。この資金収支計算書 からは、業務活動収支の黒字分が投資活動収支に充当され、さらにその余剰分が地方債 の償還に充当されたと言えます。財務4表の説明は以上でございます。

- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○今野委員 今説明いただいたものについて、土浦市の令和3年度の決算は、どのように判断したらよろしいんでしょうか。分かりやすく一言でいうと、そのような感じなんでしょうか。

〇山口財政課長 資料の8ページ以降に分析を要約したものが載っておりまして、11ページを御覧ください。先ほど、プライマリーバランスのお話をさせていただきましたけれども、11ページの下段に、令和3年度の土浦市は、業務活動収支がプラス、投資活動収支がマイナス、財務活動収支がマイナスということで、税収等に余裕があり、借金の返済もできているということでございまして、本市の場合は今現在コロナ禍要因で、たくさんの国庫支出金が入ってきているわけでございますけれども、収支状況は返済額、公債費が増えている状況ではございますが、その返済もできておりまして、公共施設に投資する金額といいますか、大規模事業も落ち着いておりますので、借りる金額が減っておりますか

ら、この差額分が、地方債残高がどんどん減っている状況であるということでございまして、本市の場合には将来負担がかなり多いという状況ではございますけれども、財務 状況に関しては、まずますではないかなというふうに捉えているところでございます。 以上でございます。

○吉田(千)委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 つぎに、資料⑤土浦市公共施設等再編・再配置に関するアンケート調査の実施について、説明を願います。

○元川**行革デジタル推進課長** 行革デジタル推進課でございます。資料⑤をお願いいた します。土浦市公共施設等再編・再配置に関するアンケート調査の実施について、御説 明させていただきます。本年5月31日開催の事前総務市民委員会でも報告させていた だきましたが、現在、当課では、昨年度に改訂いたしました土浦市公共施設等総合管理 計画における公共施設の施設量や施設配置の適正化を推進するための実行計画として、 土浦市公共施設等再編・再配置計画の策定を進めているところでございます。これまで に、学識経験者等で構成されます土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会、市議 会議員といたしましては、総務市民委員会から吉田博史議員に委員をお願いしておりま す。こちらの策定委員会を2回開催、協議いたしまして、今年度に施設の配置方針の策 定を予定しております10施設について、それぞれの素案が固まりましたことから、こ の素案に対する市民アンケート調査を実施したいと考えております。アンケートの概要 につきましては、資料の2、実施概要を御覧ください。対象者につきましては、無作為 抽出した市民3,000名、アンケートは無記名回答方式とし、郵送またはWEB回答 による実施を想定しております。アンケート調査の具体的な内容につきましては、お手 元にお配りした紙の資料、土浦市公共施設等再編・再配置に関するアンケート調査で御 説明させていただきたいと存じます。なお、こちらの資料が、アンケートの調査票とし て対象者に送付するものとなりますが、昨年度に策定いたしました土浦市公共施設等総 合管理計画(改訂版)の考え方や、今回、配置方針の素案をお示しする対象10施設に ついて、御理解いただいた上で回答していただけるよう、サイドブックスの資料の2ペ ージから5ページにございます参考資料も併せて送付したいと考えております。こちら の参考資料につきましては、2、3ページが、昨年度に策定いたしました土浦市公共施 設等総合管理計画 (改訂版) の概要、4、5ページが、今年度に策定いたします土浦市公 共施設等再編・再配置計画及び対象10施設の概要となっております。お手数でも、紙 の資料で配布させていただきました土浦市公共施設等再編・再配置に関するアンケート 調査を御覧ください。まず、1ページ目は、アンケート調査の趣旨、回答にあたっての 注意点等を記載しております。つぎに、見開きとなります2、3ページをお願いいたし ます。こちらのページからが設問となっておりますが、左側の四角でくくった枠内にお 示ししておりますのは、今回の対象10施設の配置方針の素案を策定するにあたり、こ ちらにございます1から4の内容を踏まえて検討を行っており、その検討手法について 説明したものでございます。1といたしまして、土浦市公共施設等総合管理計画(改訂 版)において示している施設配置・運営の方針。2といたしまして、今回の対象10施 設及び当該対象施設に関連する施設の利用者を対象に、本年5月24日から6月14日 に実施いたしました利用者アンケートの結果。3といたしまして、建物の性能や施設の 設置目的、利用状況等について、こちらにお示ししたフローを用いて行った判定結果。 4といたしまして、対象施設と同種のサービスを提供している施設を含めたサービスの あり方。以上の四つの内容を踏まえて策定委員会で検討・協議を行った結果が、資料右 側に表でお示しした対象10施設の配置方針の素案となります。なお、1から4で検討 した内容の詳細が、お手元に配布させていただきました冊子、参考資料となっておりま す。それでは、アンケート調査の用紙にございます、それぞれの施設の配置方針の素案 を読ませていただきたいと存じます。生涯学習館は、築50年近く経過していることか ら、建物が老朽化しており、また耐震性がありません。施設は4階建てにもかかわらず、 エレベーターがなく、利用状況に対し施設が大き過ぎること、市内の他施設で受入れが 可能な利用者数であることなどから、施設を閉館し、近隣施設に機能を移転することが 妥当だと考えています。四中地区公民館は、現在中学校地区ごとに公民館が設置され、 社会福祉協議会の支部や地区市民委員会など地区ごとの機能もあることから、1地区の み廃止とするのは困難です。また、現時点では、近隣施設との複合化も難しいことから、 施設を長寿命化するため改修を行うことが妥当と考えています。青少年の家は、青少年 の宿泊共同生活のための施設ですが、学校の宿泊学習では利用されていません。施設の 稼働率が低いことや、施設の老朽化状況のほか、敷地は借地のため借地料がかかってい ることから、施設の閉館が妥当と考えております。荒川沖東部地区学習等供用施設は、 当初、市が設置したものの、主に地元町内の団体が利用しており、実質的に地域の集会 場と同じ用途であることから、実施時期や方法など地元の意向を確認のうえ、地元への 譲渡(移管)が妥当と考えています。レストハウス水郷は、レストラン、売店、バーベキ ュー場といった提供サービスの内容を鑑み、民間事業者の資金・ノウハウを活用した施 設整備により、財政負担を軽減しつつ、サービスの向上を図る方法を検討することが妥 当と考えています。勤労青少年ホームは、中小企業に働く青少年の健全育成と福祉の増 進のための施設ですが、当初の設置根拠が失われていることや、施設の利用者数は少な く、市内の他施設で受入れが可能な人数であること、また、建物の老朽化状況、体育館 に耐震性がないことを踏まえ、施設の閉館が妥当と考えています。老人福祉センター湖 畔荘は、現在の利用状況などから施設の集約は可能ですが、施設の劣化状況を勘案しな がら、三つの老人福祉センターと、類似施設である新治総合福祉センターとふれあいセ ンターながみねの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討することが妥当と考え ています。療育支援センターは、発達に支援を要する子どもの施設で、一定の利用があ ります。現在、保健センターで実施していることばの教室、早期療育相談を療育支援セ ンターと同一の建物に集約することで、利用者へのサービス向上や業務の効率化を図る ことが妥当と考えています。つくし作業所は、知的障害者の通所施設で、一定の利用者 がいることから、今後も施設は存続していく必要があります。利用者数の推移を見なが ら、同一施設で隣接するつくしの家への移転・集約を図ることが妥当と考えています。

上大津支所は、主な利用内容は、証明書交付や税の納付ですが、コンビニエンスストア や金融機関での対応が可能です。他の支所・出張所と比べると利用者が著しく少ないこ とから、代替機能の確保も検討しつつ、施設の閉所が妥当と考えています。これらの各 施設の配置方針の素案につきまして、下部にございます設問1により、市民の皆様から 御意見をいただくとともに、一番下にございます設問2により、各施設の利用状況につ いてお尋ねするものでございます。また、裏面の4ページでは、設問3から8により、 回答いただいた方の属性、また、その下にございます、その他(自由意見)につきまして は、今回の配置方針の素案の策定方法や本市の公共施設全般などに対する御意見がある 場合、自由にご記入いただくものとなっております。なお、本アンケート調査の内容・ 実施につきましては、8月19日に開催いたしました第2回土浦市公共施設等再編・再 配置計画策定委員会にて了解をいただいているものでございます。お手数をお掛けいた しますが、サイドブックスの資料1ページにお戻りください。今後のスケジュールにつ きましては、資料の4、計画策定スケジュールに記載させていただきましたとおり、1 1月16日水曜日に第3回の策定委員会を開催、12月中旬から来年の1月中旬にパブ リックコメントを実施、2月中旬に第4回の策定委員会を開催のうえ、3月に計画策定 という予定となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚副委員長 アンケートについて、大体今までのアンケートは、回答率は30パーセントか40パーセントいくかいかないかですよね。今回は、QRコードを使ったWEBの回答もあるんですが、郵送ではなくて、例えば市役所の窓口でWEBで回答をするとか各地区公民館でそういうことができるとか、そういう方法は、アンケートの統計を取る以上難しいんですかね。行革デジタル推進課がやるんであれば、その辺のところも検討してもらえれば。今回は難しいのあれば、難しいでいいですけれども。いかがでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。今回想定しておりますのが、WEBの回答についてですが、以前補正予算で議決いただきましたロゴフォームアプリを想定しております。今いただいた意見も実施できるかどうか検討させていただきたいと存じます。御意見ありがとうございます。

○海老原委員 この資料で、検討対象施設の説明の中で、築40年を経過した施設が対象になるというんだけど、上大津公民館も40年を経過していると思うんだけど、これは対象施設にどうして入っていないのか。

○元川行革デジタル推進課長 御質問の件ですが、今回御案内のとおり、築40年以上で老朽化している施設ということで、全ての公共施設188の中の、今年度は10の施設ということで御案内差し上げているかと存じます。海老原委員のおっしゃるとおり、上大津公民館も築40年を経過しているところですが、別途教育委員会のほうで学校との複合化ということで、上大津の統合小学校との複合化を検討しているという状況でしたので、そちらのほうで検討中ということで、今回は除かせていただいたという経緯がございます。

- ○海老原委員 そちらは検討中ということで、今回の検討委員会からは対象から外したということですか。
- ○元川行革デジタル推進課長 海老原委員のおっしゃるとおりで、そういった状況がございましたので、そちらが進んでいる状況もあり、こちらの計画策定委員会の施設からは除いたという経緯がございます。
- 〇吉田(千)委員長 そうしますと、今は188の中の10ということでございますので、状況のいかんによっては、また戻ってくるという状況があるという解釈でよろしいですか。
- ○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおりでございまして、今回は取り急ぎ検討が必要な10施設ということで、今年度中はその施設の方針を、計画のほう策定できればということで今進めておりまして、残りの178施設、こちらは今の事務局の考えですと、来年度から3年度かけて全ての施設の方針を策定できればということで、今スケジュールの方検討しているような状況でございます。以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田 (千) 委員長 そのほか、市長公室からございますか。

(「ございません」という声あり)

- ○吉田 (千) 委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。
- ○篠塚副委員長 パトレイバーのデザインマンホールの件で、その後進捗があれば報告いただきたい。
- ○佐々木政策企画課長 パトレイバーのデザインマンホールの進捗状況について、御報告いたします。本庁舎や小町の館、花火といったデザインの背景を集めまして、それにパトレイバーのキャラクターをのせるというやり取りを版元のジェンコとしているところでございます。その中で、ジェンコから写真にキャラクターをのせるというのはあか抜けないといったお話をいただきまして、今常陽リビングにお願いをして、写真データをイラストに描き起こしていただきまして、その上にキャラクターをのせるという作業が終わったところです。それを版元のジェンコに確認していただきまして、作品の世界観、イメージと変わらないかというような了解を得たうえで、デザインマンホールの精度を上げていくと。具体的には、常陽リビングとのやり取りを3回くらいで決めていきたいと考えているところでございます。総務市民委員会において、活発な議論をいただいた案件でございますので、委員の皆様にお示しして、御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。今後のスケジュールでございますけれども、令和5年2月末にはマンホールが完成する予定でございます。機運を見ながら、出来上がったマンホールをすぐ設置するのではなく、15種類集めて市民ギャラリーで展示をしてから設置するなど、検討しているところです。以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田 (千) 委員長 市長公室の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でし

た。暫時休憩いたします。午前11時15分から再開いたします。

(市長公室退席)

(総務部入室)

(休憩 午前11時)

(再開 午前11時15分)

- 〇吉田(千)委員長 それでは、総務部及び議会事務局の案件について、協議を行います。資料①土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(案)について、執行部より説明を願います。
- ○武井人事課長 資料①土浦市職員の育児休業に関する条例の一部改正案について、御 説明いたします。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、令和4年10 月1日より、地方公務員の育児休業制度について定める地方公務員の育児休業等に関す る法律が改正されます。これにより、育児休業及び子の出生後8週間以内に取得可能な 産後パパ育休が、どちらも2回まで取得可能となります。会計年度任用職員をはじめと する非常勤職員の育児休業取得条件等については条例で定めることとされていることか ら、法改正に対応するための所要の改正を行うものです。具体的な内容について、2番 の改正内容で御説明いたします。内容の一つ目、非常勤職員の育児休業の取得条件につ いて、在職1年以上の条件を廃止いたします。現在の育児休業条例においては、非常勤 職員が育児休業及び育児部分休業を取得するためには、同一の任命権者に1年以上任用 されていることが条件となっております。こちらの条件を廃止するものでございます。 つぎに、二つ目、育児休業が分割して2回取得可能になることに伴う、非常勤職員の子 が1歳に到達した後の育児休業取得条件の緩和でございますが、非常勤職員について、 育児休業期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件及び2歳到達日とする要件につ いて、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするなどの条 件緩和を行うものでございます。このほか、育児休業を希望する職員への制度説明や、 分割しての育児休業取得を取得する際に必要であった計画書の廃止など、育児休業をよ り取得しやすい環境を整備するものでございます。説明は以上でございます。
- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

- ○吉田(千)委員長 では、私のほうから。今回、育児休業が分割して2回取得可能になるということなんですが、この2回について、期間、例えば1週間以内とかそういう規定があるのかお伺いできればと思います。
- ○武井人事課長 特に日数はございません。回数でございます。
- 〇吉田(千)委員長 今回は非常勤職員ということなんですけれども、常勤の職員の方が育児休業を5年くらいにさかのぼってどのくらい取得しているのか分かる資料があれば、本委員会で出していただければと思いますが、いかがでしょうか。
- ○武井人事課長 参考までに、過去3年間の取得状況について御説明いたします。令和元年度は22名。うち男性が6名、女性が16名でございます。令和2年度は38名。うち男性が13名、女性が25名でございます。令和3年度は27名。うち男性が14

- 名、女性が13名ということで、概ね30名程度が育児休業を取得しているような状況でございます。
- ○**今野委員** それに関連しまして、出産した御夫妻は、取得率は何パーセントくらいなんですか。
- ○武井人事課長 女性に関しましては、100パーセントでございます。男性は、概ね 30パーセントです。
- ○**今野委員** 今後、男性も積極的に育児休業を取得するようにという啓蒙活動は、考えていらっしゃるんですか。
- ○武井人事課長 育児休業については、グループウエアに掲載しておりますし、育児休業の手引き等にも記載しながら、なるべく男性職員も取得しやすいような形では周知させていただいております。
- ○**今野委員** それに加えて、職場環境というものもあると思いますので、男性も取りやすいような環境や雰囲気づくりもこれから検討していただけるとありがたいと思います。要望です。
- ○武井人事課長 これからもその辺りは積極的にPRしていきたいと思います。ありが とうございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- 〇吉田(千)委員長 つぎに、資料②土浦市税条例等の一部改正(案)について、説明を願います。
- ○川上課税課長 土浦市税条例等の一部改正について、説明させていただきます。 1 ペ ージの1番、改正の趣旨でございます。令和4年度の税制改正により、早急に対応が必 要な条項につきましては、5月の臨時議会で専決の御承認をいただきました。今回、提 出いたしました一部改正は、施行期日がこれから到来するものを、議案として提出させ ていただくものでございます。よろしくお願いいたします。2番の改正の内容について、 主なものを説明させていただきます。まず、市民税関係から説明させていただきます。 一つ目の箱、条例の第33条、所得割の課税標準、第34条の9、配当割額又は株式等 譲渡所得割額の控除、それから付則第19条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る 市民税の課税の特例、付則第21条の3の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係 る個人の市民税の課税の特例、付則第21条の3の3、条約適用利子等及び条約適用配 当等に係る個人の市民税の課税の特例、についてでございます。これらは、上場株式の 配当所得等について、所得税と住民税の課税方式を一致させるための改正でございます。 現在、上場株式等の配当等については、所得税と住民税で、異なる課税方式の選択が可 能となっております。課税の方式は、申告不要、総合課税、申告分離課税の三つの方式 でございます。所得税で、申告不要又は申告分離課税を選択した場合の税率は、15. 3 1 5 パーセントでございます。また、総合課税を選択した場合は、配当控除を勘案し た差し引きの実質的な税率は、課税総所得金額が330万円以下の場合は0パーセント、 330万円から695万円以下が10.21パーセント、695万円から900万円以

下が13.21パーセントのように、累進課税となっております。一方、住民税でござ いますが、申告不要又は申告分離課税を選択した場合の税率は、5パーセントでござい ます。また、総合課税を選択した場合は、配当控除を勘案すると7.2パーセントでご ざいます。このことから、現行制度の下では、国民健康保険等、ほかの制度における影 響を考慮して、所得税では総合課税、住民税では申告不要を選択するケースが多く見ら れたところでございます。それぞれで低い税率を選ぶことができるというものでござい ます。その結果、上場株式等の配当で、多額の所得を得ていても、住民税で申告不要の 課税方式を選ぶと、その方の合計所得金額には合算されず、国民健康保険の保険料は安 い保険料の区分になるというものでございまして、納税者が自己責任のもと、課税方式 を選択したうえで納税をするという制度が、平成29年度に税制改正されたものでござ います。しかしながら、金融所得、上場株式等の配当における課税は、所得税と住民税 が一体として計算されるよう設計された事などを踏まえ、所得税と住民税の課税方式を 一致させる。本来、あるべき姿に戻すという改正が、国から示されたものでございます。 施行は、令和6年1月1日でございます。つづきまして、2ページをお願いいたします。 二つめの箱、第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、 第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について でございます。地方税法におきましては、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除等 は、控除を受けようとする方の合計所得額に応じて適用となるかならないかが決まる制 度でございます。令和3年度以降、控除額の算出には、退職所得を含めた合計所得金額 とするよう変更になったところでございますが、現行制度では、配偶者及び扶養とする 方々については、退職所得等の提出が義務化されていないため、各自治体では、把握し づらいものでございました。このことから、今般、配偶者等が退職手当等を有する場合、 給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書に、その旨を明記していただく欄を 設けるよう、改正となったものでございます。資料の内容で、第1条による改正として、 令和5年1月1日、第2条による改正として、令和6年1月1日とございます。お手数 ですが、資料の17ページから19ページを御覧願います。改正する条例(案)の構成 が1条と2条に分かれております。19ページの第2条の部分は、市税条例の第36条 の3の3の中で、昨年の9月議会で議決をいただきましたが、まだ施行となっていない 部分があることから、このような形になっているものでございます。お手数ですが、資 料の2ページにお戻り願います。2ページの一番下の箱、付則第10条の3の2、付則 第23条の4、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に ついてでございます。いわゆる住宅ローン控除、所得税から控除しきれなかった額を、 住民税から控除するものでございますが、今回の改正では、控除期限を4年延長し、令 和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラル実現の観点から、 省エネ性能等の高い住宅等につきましては、借入限度額の上乗せが行われたところでご ざいます。住民税における具体的な変更点につきましては、新築住宅等についての控除 期間を10年から3年延長し、13年間とするとともに、消費税の引き上げに伴う需要 平準化対策が終了したとして、住民税の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7

パーセントから5パーセントに、2パーセント変更するものでございます。なお、付則第23条の4の部分でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、増改築等の遅れが生じて、期限内に入居ができなかった方も住宅借入金等特別税額控除の対象とするよう、令和2年に設けられた特例でございますが、今回、控除期間を13年に延長するなどの見直しがされたことから、特例規定の必要がなくなったことにより削除するものでございます。施行日は、令和5年1月1日でございます。なお、この措置による減収分は、全額国費で補てんされるものでございます。その他、固定資産税関係も含めまして、条項ずれや引用している条項の削除に伴う規定の整備などを行ったものでございます。4ページから16ページが新旧対照表でございます。17ページから19ページが、改正する条例案でございます。説明は以上です。よろしくお願いします。

○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

〇吉田(千)委員長 つぎに、資料③令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案) について、説明を願います。

○武井人事課長 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)(案)について、御説明 いたします。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、 地方公務員等共済組合法の改正に伴う健康保険料事業主負担分の支出科目変更のほか、 雇用保険料率の上昇に伴う事業者負担保険料の不足の補正をお願いするものです。 2番 の補正予算額でございますが、表を御覧いただきたいと思います。人件費は給料、職員 手当等及び共済費の合計で構成されておりますが、今回の補正予算は共済費についての 補正でございます。項目の左から、一般会計のうち款の部分、補正前の予算額、補正予 算額、それから、計とありますが補正後の予算額になります。単位はいずれも千円単位 となります。補正前の予算額の枠内の一番下段の計という項目、網掛けになっている数 字、3億7,772万9,000円が補正前の予算の総額になります。この当初の予算 に対しまして、補正予算額は総額で、206万7,000円の減になります。補正の要 因は、大きく分けて二つの要因がございます。一つ目ですが、地方公務員等共済組合法 の改正でございます。こちらは、現在、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の 健康保険は全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽに加入することとされてございます が、今回の法改正により、今年10月からは市町村共済組合又は学校職員共済組合に加 入することとされました。令和4年度予算はこれらを見込んだ額を算定しておりました が、予算成立後に市町村共済組合及び学校職員共済組合への加入条件等が整理公表され たことにより、一部の会計年度任用職員が学校職員共済組合に加入することが明らかと なったため、予算額の分配が必要になったことから、予算科目の一部変更を行うもので ございます。二つ目ですが、雇用保険料率等の上昇でございます。雇用保険料につきま しては、一般事業の令和3年度保険料率が0.9パーセントのところ、令和4年4月か ら0.95パーセント、10月からは1.35パーセントに改正され、大幅に上昇いた しました。これに伴い、事業主負担分の金額が不足する見込みであることから、予算増 を行うものでございます。補正後の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛け

のところになりますが、総額で3億7,979万6,000円となります。説明は以上 でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料④認定こども園土浦幼稚園整備工事請負契約の締結 について、説明を願います。

○秋山管財課長 認定こども園土浦幼稚園整備工事請負契約の締結について、御説明い たします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でござい まして、工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のもの、財産取得に つきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。本案件は、こども政策課 からの案件でございます。なお、こども政策課より菊田課長が出席しておりますので、 よろしくお願いいたします。工事の目的でございますが、2ページをお開きください。 工事の目的として多様化する教育保育ニーズに対応するため、東崎保育所の保育機能を 統合し、本市で初めてとなる公立の幼保連携型認定こども園を整備することになります。 工事の内容ですが、既存の土浦幼稚園園舎を耐震補強及び大規模改造工事で、建築主体 工事、外構工事、解体工事、電気設備工事、警戒設備工事になります。1ページに戻って いただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございま す。契約金額につきましては、税込4億2,240万円。契約予定の相手方としまして は、株式会社折本工業でございます。契約方法でございますが、8月9日に条件付一般 競争入札にて執行いたしました。条件としまして、市内に主たる営業所を有すること、 建築一式の格付けがA等級であること、年間平均完工高が1億9,300万円以上(設 計額の半分)であること、建築一式について特定建設業の許可を有することとし、公告 いたしました。入札結果につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。中 段に記載のとおり、折本工業、山本工務店の2社から応札がございました。予定価格に ついては、左下に記載がございますように、税抜で3億8,669万円。最低制限価格 は、税抜3億4,802万1,000円、当日のくじ引き係数が1.007ですので、落 札率は99.3パーセントという結果でございました。その他、資料としまして、3ペ ージに位置図、4ページは整備工事概要でございます。今回は長寿命化工事同様、既存 躯体を改修するため、完成予想図としても外壁の色や滑り台の位置が変わるくらいでほ とんど既存と同じになりますが、外構では、敷地内に保護者用の駐車場を設けておりま す。次の5ページは、整備事業のスケジュールでございます。表の左側の工事の部分が、 今回の一括工事の工程表となります。ほかには、施工監理委託があります。工期につき ましては、議会の議決をいただいた翌日から、令和5年9月15日までの予定でござい ます。本案件についての説明は、以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料⑤土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結について、説明を願います。

○**秋山管財課長** 土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結につ いて、御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関す る案件でございまして、工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のも の、財産取得につきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。本案件は、 教育委員会教育総務課からの案件でございます。なお、教育総務課より、塚本課長が出 席しておりますので、よろしくお願いいたします。工事の目的でございますが、2ペー ジをお開きください。工事の目的として、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設 を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な 改修工事を行うことになります。工事の内容ですが、長寿命化改良とは、躯体は再利用 して改築と同等の成果をあげることを目的として行うものであり、主な工事としては、 屋上改修、外壁改修、建具改修、内装改修、昇降機設置、耐震改修等でございます。1~ ージに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとお りでございます。契約金額につきましては、税込5億1,810万円。契約予定の相手 方としましては、郡司建設株式会社でございます。契約方法でございますが、7月20 日に条件付一般競争入札にて執行いたしました。条件としまして、市内に主たる営業所 を有すること、建築一式の格付けがA等級であること、年間平均完工高が2億4, 00 0万円以上(設計額の半分)であること、建築一式について特定建設業の許可を有する こととし、公告いたしました。入札結果につきましては、6ページを御覧いただきたい と存じます。中段に記載のとおり、折本工業、郡司建設の2社から応札がございました。 予定価格については、左下に記載がございますように、税抜4億8,079万円。最低 制限価格は、税抜4億3、271万1、000円、当日のくじ引き係数は1.014で、 落札率は97.96パーセントという結果でございました。その他、資料としまして、 3ページに位置図、4ページは改良工事概要でございます。今回はこの網掛け部分の改 修になります。長寿命化工事は、既存躯体を再利用するため、外観形状についてはおお むね従前のままですが、仕上げ材が更新され、見た目は新築同様となります。次の5ペ ージは、整備事業のスケジュールでございます。表の左側から2番目の箱、2番目の建 築主体工事のところが、今回の工事の工程表となります。工期につきましては、議会の 議決をいただいた翌日から、令和6年3月15日までの予定でございます。本案件につ いての説明は、以上でございます。

- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○**篠塚副委員長** スケジュールの件なんですが、主体工事は10月1日からになっているんですけど、電気と機械の工事も同じような日程になっているんですが、これは今月中に入札・契約をして、同時期に進めていくという理解でよろしいんですか。
- ○**塚本教育総務課長** 電気設備工事、機械設備工事については、9月29日に入札を予定しておりまして、それ以降という形になります。
- ○**篠塚副委員長** 議会案件ではない金額だとは思うんですが、29日であれば、30日が定例会の最終日になりますので、結果だけでも委員会の方に報告いただければとありがたいと思います。かなりの金額になると思いますので。

- ○塚本教育総務課長 報告したいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○吉田(千)委員長 私のほうから一点。今回シャワーブースが新設されるようでございますが、この使い方というのはどのようなことになるのか教えてください。
- ○塚本教育総務課長 こちらは、保健室内の改修になりまして、学校の希望でシャワーブースを設けるような形になってございます。
- ○吉田(千)委員長 ということは、熱中症対策やら汚れてしまった時にシャワーが浴びられる、保健室内で使用が認められるという理解でよろしいんでしょうか。
- ○塚本教育総務課長 そのように解釈しております。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料⑥新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請 負契約の締結について、説明を願います。

○**秋山管財課長** 新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請負契約の締結につい て、御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する 案件でございまして、工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のもの、 財産取得につきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。本案件は、教 育委員会スポーツ振興課からの案件でございます。なお、スポーツ振興課より、大橋課 長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。工事の目的でございますが、 2ページをお開きください。工事の目的として、多目的グラウンドの人工芝化を推進し、 より快適なスポーツ環境整備を図ることになります。工事の概要ですが、当該グラウン ドに人工芝整備、フェンス整備、本部屋根整備等でございます。1ページに戻っていた だきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契 約金額につきましては、税込3億4,143万1,200円。契約予定の相手方としま しては、日東エンジニアリング株式会社でございます。契約方法でございますが、7月 20日に総合評価方式による条件付一般競争入札にて執行いたしました。条件としまし て、市内に主たる営業所を有すること、土木一式の格付けがA等級であること、年間平 均完工高が1億7,200万円以上(設計額の半分)であること、土木一式について特 定建設業の許可を有することとし、総合評価方式として、工事成績評定、優良建設業者 表彰実績、配置予定技術者の施工経験、保有資格、企業の地域貢献として、若手技術者 の配置、災害協定、地域貢献実績、事業継続力の認定、地域活動実績、新規雇用実績によ る技術評価点を公告いたしました。入札結果につきましては、5ページを御覧いただき たいと存じます。中段に記載のとおり、茨建工業、豊藤建設、日東エンジニアリング、北 都建設工業の4社から応札がございました。予定価格については、左下に記載がござい ますように、税抜で3億4,488万円。総合評価方式では最低制限価格がないため、 調査基準価格として、税抜3億1,036万円、また失格価格は2億7,932万円と なります。6ページをお開けください。総合評価方式の技術評価点による評価になりま す。一番上の箱に、今回の総合評価の技術評価点の内訳として、標準点100点、工事 成績評定3点、優良建設業者表彰1点等、合わせて最高112点になります。2番目の 箱は、入札価格以外の評価結果になります。112点のうち茨建工業が106点、北都建設工業が107.5点、日東エンジニアリングが108点、豊藤建設が107点になり、これを入札価格で割った総合評価結果が3番目の箱になります。評価値の順番では茨建工業、北都建設工業、日東エンジニアリング、豊藤建設になります。しかし、茨建工業、北都建設工業は調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行ったところ、茨建工業、北都建設工業は設計の積算基準に満たなかったため失格となり、調査基準価格を上回った3番目の日東エンジニアリングが入札候補者となり、7月27日に仮契約をいたしました。落札率は90パーセントという結果でございました。その他、資料としまして、3ページに位置図、4ページは整備事業のスケジュールでございます。表の左側から1番目の人工芝整備工事のところが、今回の工事の工程表となります。ほかにも、駐車場整備工事、街灯整備工事、防犯カメラ設置工事があります。工期につきましては、議会の議決をいただいた翌日から、令和5年3月15日までの予定でございます。本案件についての説明は、以上でございます。

- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○今野委員 6ページの総合評価の件で、入札価格以外の評価結果が黒塗りになっているんですけれども、これは客観的な数値として御自分の会社やほかの会社の数値はある程度把握できているという説明を受けたように思うんですけれども、この黒塗りしている理由というのはどうしてでしょうか。
- ○秋山管財課長 この表は、公表している表になります。黒塗りのところは公表できない部分になりますので、こちらの点数、実は下の総合評価結果の所で、3番目の所に技術評価点というのが書いてあります。自己採点時に、例えば、ある業者は109点という点数であげておりますが、私どもの方で調べましたところ、106点と。同じようにほかの業者が110.5点のところ、調べましたら107.5点ということになります。こちらにつきましては、公表できないものですから、黒く塗らせていただいております。以上です。
- ○海老原委員 人口芝化によって、大体一番サッカーで使われることが多いと思うんだけど、面積的に、正式なサッカーの試合ができる面積なのか、少年サッカーというのかな、それだと何面取れるのか、教えてください。
- ○大橋スポーツ振興課長 こちらは、規格に合ったものでございまして、大人用のサッカー、こちらはラグビー場と兼用で1面、少年サッカーにつきましては、3面整備するものでございます。
- ○**篠塚副委員長** 総合評価方式を初めて採用した入札だったんですが、その感触というか、担当課ではこの評価方式はいかがでしたでしょうか。何か意見があればお伺いしたいんですが。
- ○秋山管財課長 今回10年ぶりに総合評価方式をやりました。総合評価のほうは、私どももかなり手間はかかっております。ただ、その代わり、低入札価格のところで、技術がある所がとれたので、総合評価方式自体は、それなりに成果を上げたのではないかなと思っております。ただ、私ども管財課の職員の負担は、かなり増えているのは間違

いないです。以上です。

- **○今野委員** 一番大変だった部分というのは、やはり評価の点数の付け方ということですか。
- ○秋山管財課長 委員のおっしゃるとおりで、今回の案件については、金額だけの照合であれば、最低額を明示した業者がとったはずなんですが、技術評価点が満たなかった業者が失格になったということは、設計のほうがかなり、あまりいい言い方ではないんですが、ちゃんと設計されていなかったために、失格になったということになります。ただ、それを調べるのに、約二日間かかっております。しかしながら、落札業者は設計額としてちゃんとできていたものですから、そちらのほうができればいいかなというところになります。以上です。
- ○今野委員 これからも、総合評価方式というシステムをとっていくかと思うんですけれども、一度この評価をしたものは、ある程度、何年か、改めて調査しなくても、現在の数値が継承されるのか、それともその都度また全体的に評価をしなければならないのか、どちらでしょうか。
- ○秋山管財課長 今回、10項目上げております。こちらにつきまして、できれば今年度中に建設業者協会等と相談し、本当に必要な項目、茨城県の総合評価方式は、かなり進んでおります。そちらに準じるような形にするのか、もう少し直していくのか、それを今年度かけて検討していきたいと思っております。
- ○今野委員 それは評価項目の検討ということですよね。あと、その都度評価を、採点していくかどうかも含めて、総合的なことをこれから検討していくということでよろしいんでしょうか。
- ○秋山管財課長 おっしゃるとおりでございます。点数についても、この点数は、土浦 方式の形になっております。茨城県では、これが 0.5 点単位になっている所もありま すし、どちらのことについても、検討していく必要があるのかなと思っております。以 上です。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 暫時休憩といたします。午後1時5分から再開いたします。

(休憩 午後0時5分)

(再開 午後1時5分)

- 〇吉田 (千) 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。資料⑦博物館空調他機械 設備改修工事請負契約の締結について、説明を願います。
- ○秋山管財課長 博物館空調他機械設備改修工事請負契約の締結について、御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございまして、工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のもの、財産取得につきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。本案件は、教育委員会博物館からの案件でございます。なお、博物館より、木塚副館長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。はじめに、今回の工事の目的でございますが、恐れ入りま

す2ページをお開き願います。工事の目的でございます。博物館は、竣工から34年の 経過による老朽化が著しく、特に、既存空調設備の不調を生じているため、収蔵資料の 良好な保存環境保持や来館者の快適空間整備を図るものでございます。また当博物館は、 国宝・重要文化財・登録有形文化財の公開にふさわしい施設として文化庁長官が承認す る全国110館の公開承認施設の一つであることから、早急に改修するものでございま す。主な工事内容でございますが、展示室・収蔵庫系統のチラー交換や事務室系のパッ ケージエアコン化である空気調和設備改修、全熱交換器の撤去及び新設をする換気設備 改修、自動制御設備改修、衛生器具設備改修、給排水設備改修等でございます。 1 ペー ジに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおり でございます。契約金額につきましては、税込2億1,384万9,900円。契約予定 の相手方としましては、日本ファシリオ株式会社と東洋プラント工業株式会社の共同企 業体でございます。出資比率は、日本ファシリオ株式会社60パーセント、東洋プラン ト工業株式会社が40パーセントでございます。契約方法でございますが、8月9日に 条件付一般競争入札にて執行いたしました。当案件はJVとしての共同企業体の案件で ございまして、まず、企業体構成の条件としまして、構成員の数は2社、出資比率の下 限は、30パーセントといたしました。まず、代表構成員の入札参加条件としましては、 公開承認施設である博物館であるため、地域要件は設定せず、経営事項審査の管工事に おける年間平均完工高が4億円以上であること等、さらに、特定建設業の許可を有し、 工事専任の監理技術者等を配置できること。過去10年間国又は地方公共団体、公益法 人が発注した延べ床面積2、000平米以上の博物館・美術館の空調設備工事実績を有 することになります。つぎに、代表以外の構成員の条件としまして、市内に本社を有す ること、土浦市において管工事の年間平均完工高が1億円以上であること等の、特定建 設業の許可を有し、工事専任の監理技術者等を配置できることの条件を付し、公告いた しました。入札結果につきましては、7ページを御覧いただきたいと存じます。中段に 記載のとおり、ファシリオ・東プラ特定建設工事共同企業体をはじめ、2社から応札が ございました。予定価格については、左下に記載がございますように、税抜で2億1, 601万円。また、最低制限価格については、税抜1億9,421万4,000円、こち らは、当日のくじ引き係数は0.999で、落札率は90パーセントという結果でござ いました。その他、資料としまして、3ページには位置図を添付しております。4ペー ジには、土浦市立博物館大規模改修工事の概要を載せました。主要なものとして三つあ り、このうち1番空調他機械設備改修工事が今回の議案になります。 5ページは、現在 の空調設備の状況になります。さらに、6ページは、整備事業のスケジュールでござい ます。表の1番左側の欄、中ほどに記載してございます、本体工事等の欄における博物 館空調他機械設備工事の所が、今回の工事の工程表となります。工期につきましては、 議会の議決をいただいた翌日から、令和5年9月30日までの予定でございます。その 後、準備期間をおきまして令和6年1月供用開始の予定でございます。本案件について の説明は、以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

- ○**久松委員** 工事の目的の所に竣工から34年を経て、老朽化が著しいというふうに書かれておりますが、収蔵の資料に、こういう環境で影響は出ているんですか。
- ○木塚博物館副館長 御心配くださりありがとうございます。現在のところは影響は出ておりませんが、このまま空調が万全ではない状況でありますと、温度、湿度のコントロール不可能により、影響が出てくる可能性があると考えております。以上です。
- ○篠塚副委員長 落札価格が千円違いというのは、すごく緊迫した入札だったんですけれども、アスベスト除去工事も入っているんですけれども、館内にはアスベストがあると想定したことなんでしょうか。
- ○木塚博物館副館長 基本的にはアスベストは含まれておりませんが、解体した時点で含まれていることがあることを想定して、このようにしております。以上です。
- ○篠塚副委員長 収蔵品は、工事の期間中はどこかに移動して管理するような形になっているんですか。
- ○木塚博物館副館長 収蔵品につきましては、湿度、温度が十分行き届いている収蔵庫 に移動させまして、館内において保管する予定でおります。工事については、万全の注意を払いまして、職人さんですとか、そういう方々の事故が起こらないように、管理しながら館内で保全して工事をいたします。以上です。
- ○篠塚副委員長 余計なことなんですが、工事期間中のセキュリティに関して、国宝もありますし、しっかりと管理をしていただければと思います。
- ○木塚博物館副館長 ありがとうございます。収蔵庫は、必ず電気警備のかかる所に入れまして、万全な体制で工事を乗り越えたいと思います。以上です。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- 〇吉田(千)委員長 つぎに、資料®博物館空調他電気設備改修工事請負契約の締結について、説明を願います。
- ○秋山管財課長 博物館空調他電気設備改修工事請負契約の締結について、御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございまして、工事につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のもの、財産取得につきましては、2,000万円以上のものが該当いたします。本案件は、教育委員会博物館からの案件でございます。なお、博物館より、木塚課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。はじめに、今回の工事の目的でございますが、2ページをお開き願います。工事の目的でございます。博物館は、竣工から34年の経過による老朽化が著しく、特に、既存空調設備の不調を生じているため、収蔵資料の良好な保存環境保持や来館者の快適空間整備を図るものでございます。今回空調設備を一新することにより、合わせて高圧受電設備等の改修が必要になるためです。主な工事内容でございますが、空調改修に伴う動力設備改修と受変電設備改修、館内照明のLED化する電灯設備改修、非常用発電設備新設、監視カメラ設備改修等になります。1ページを御覧ください。名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込1億5,796万円。契約予定の相手方としましては、吉原電気

工業株式会社でございます。契約方法でございますが、8月9日に条件付一般競争入札 にて執行いたしました。条件として、電気工事として入札参加資格を有すること。年間 平均完工高7、200万円以上であること。電気の特定建設業の許可を有することにな ります。入札結果につきましては、7ページを御覧いただきたいと存じます。中段に記 載のとおり、吉原電機工業株式会社をはじめ、2社から応札がございました。予定価格 については、左下に記載がございますように、税抜で1億4,459万円。また、最低制 限価格については、税抜1億3,013万1,000円、当日のくじ引き係数は1.01 1で、落札率は99.31パーセントという結果でございました。その他、資料としま して、3ページには位置図を添付しております。4ページには、土浦市立博物館大規模 改修工事の概要を載せました。主要なものとして三つあり、このうち2番空調他電気設 備改修工事が今回の議案になります。5ページは、現在の電気設備の状況になります。 さらに、6ページは整備事業のスケジュールでございます。表の1番左側の欄,中ほど に記載してございます、本体工事等の欄における博物館空調他電気設備工事の所が、今 回の工事の工程表となります。工期につきましては、議会の議決をいただいた翌日から、 令和5年9月30日までの予定でございます。その後、準備期間をおきまして令和6年 1月供用開始の予定でございます。本案件についての説明は、以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料⑨財産の取得について (GIGAスクール端末 (児童用・予備機用) 購入) について、説明を願います。

○秋山管財課長 財産の取得について(GIGAスクール端末(児童用・予備機用)購 入)について、御説明いたします。御説明します案件は、議会に議決すべき契約及び財 産の取得又は処分に関する条例、第3条に該当する案件でございまして、財産取得の2, ○○○万円以上のものが該当いたします。今回、学務課からの案件で、GIGAスクー ル端末(児童用・予備機用)購入ですが、購入予定価格が2,000万円を超えることか ら、議会の議決をお願いするものでございます。なお、本日は、学務課より、田中課長が 出席しておりますので、よろしくお願いいたします。当案件は、GIGAスクール構想 に基づき、公立小中・義務教育学校の生徒にオンライン学習時の活用が可能な端末62 0台を購入するものです。1ページを御覧ください。名称は、GIGAスクール端末(児 童用・予備機用) 購入でございます。契約金額につきましては、税込で3,034万9, 000円。契約の相手方としましては、NTTコミュニケーションズ株式会社でござい ます。契約の方法につきましては、一般競争入札です。2ページをお開けください。期 限については、児童用が令和4年12月26日、予備機用が令和5年1月31日でござ います。また、目的として、新型コロナウイルス感染症の長期化が見込まれるなか、対 面授業が不可能な状況等に備え、また端末の持ち帰り学習の推進を図るため、学校と家 庭間の双方向授業や家庭でのオンライン学習の活用が可能な端末を追加で購入するもの です。さらに、破損・故障時の代用機として使用するため予備機を購入します。3ペー ジは、本案件の運用イメージでございます。通常時は授業、家庭学習として活用。臨時 体校時はオンライン授業等の端末として活用します。 4ページ、5ページは,導入製品の一覧表になります。端末用タブレット620台、うち222台は予備機、フィルタリングソフト、端末管理ソフト、授業支援ソフトになります。入札の結果につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。機器の取り扱い可能な業者が多数なため、6月21日に地域要件なしの一般競争入札としたところ、NTTドコモ1社が応札しました。予定価格は税抜3,545万2,000円で、落札価格は税抜2,759万円、落札率77.82パーセントございます。のち6月22日に仮契約しました。7ページを御覧ください。仮契約をした相手であるNTTドコモは、7月1日をもちNTTコミュニケーションズに地位承継することになったことから、地位承継にかかる覚書をNTTドコモ、NTTコミュニケーションズと交わしました。そのため、1ページの契約の相手方はNTTコミュニケーションズとなります。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○今野委員 予備機220台という数字は、少々多いのではないかという感触なんですが、先ほど破損状態に対応するためとあったんですが、ほかには何かあるんですか。
- 〇田中学務課長 予備機220台の根拠としましては、令和3年度の実績で、全体の2. 3パーセントが破損している状況でございます。実際のところ、端末を使って授業を行われると、一度故障しますと修繕に3か月から長いと半年程度かかってしまいますので、その間、児童、生徒が端末を使用できなくなることを避けるため、予備機として令和3年度補償実績から要求したものでございます。以上です。
- ○今野委員 2. 3パーセントという数値からすると、220台という数字はとても大きく感じるですが、それは業者からの提案か何かなんですか。
- 〇田中学務課長 令和2年度から1万台近く揃えた中の、2.3パーセントという数字で算出してございます。
- **○今野委員** 分かりました。それともう一つ。今後、不具合が出た時の修繕費は、どういう計上になるんですか。
- 〇田中学務課長 修繕費についても、予算要求のほうは、この事業と同時にしております。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- 〇吉田 (千) 委員長 つぎに、資料⑩財産の取得について (GIGAスクール端末 (指導者用) 購入) について、説明を願います。
- ○秋山管財課長 財産の取得について(GIGAスクール端末(指導者用)購入)について、御説明いたします。こちらの案件も、議会に議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条に該当する案件でございまして、財産取得の2,000万円以上のものが該当いたします。ひきつづき、学務課より、田中課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。当案件は、GIGAスクール構想に基づき、公立小中・義務教育学校の指導者にオンライン学習時の活用が可能な端末310台を購入する

ものです。1ページを御覧ください。名称は、GIGAスクール端末(指導者用)購入で ございます。契約金額につきましては、税込で1,674万3,100円。契約の相手方 としましては、NTTコミュニケーションズ株式会社でございます。契約の方法につき ましては、一般競争入札です。 2 ページを御覧ください。期限については、令和 5 年 1 月31日でございます。また、目的として、新型コロナウイルス感染症の長期化が見込 まれるなか、対面授業が不可能な状況等に備え、また端末の持ち帰り学習の推進を図る ため、学校と家庭間の双方向授業や家庭でのオンライン学習の活用が可能な端末を追加 で購入するものです。3ページは、本案件の運用イメージとして、通常時は授業、家庭 学習として活用。臨時休校時はオンライン授業等の端末として活用します。4ページ、 5ページは、導入製品の一覧表になります。児童用端末より処理速度が速い指導端末用 タブレット310台フィルタリングソフト、端末管理ソフト、授業支援ソフトになりま す。入札の結果につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。機器の取り 扱い可能な業者が多数なため、6月21日に地域要件なしの一般競争入札したところ、 NTTドコモ1社が応札しました。予定価格は税抜2,327万4,000円で、落札 価格は税抜1、522万1、000円、落札率65.4パーセントでございます。のち6 月22日に仮契約しました。7ページをお開けください。NTTドコモが7月1日をも ちましてNTTコミュニケーションズに地位承継することになったことから、地位承継 にかかる覚書をNTTドコモ、NTTコミュニケーションズと交わしました。そのため 1ページの契約の相手方はNTTコミュニケーションズとなります。説明は、以上でご ざいます。よろしくお願いいたします。

- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○海老原委員 この310台というのは、どういう積算なんですかね。
- ○田中学務課長 教師が共有で使用するために、普通教室分の台数を購入するものでご ざいます。
- ○海老原委員 普通教室分というのは、クラスの数ということですか。
- ○田中学務課長 クラス分、学級数分でございます。
- ○海老原委員 若干余裕はあるんですか。
- ○田中学務課長 5台程度、余裕はございます。
- ○海老原委員 生徒数の予想はできているよね。それから判断して、5台で大丈夫だということなのかな。
- ○田中学務課長 児童生徒数の予想もそうなんですが、学校にも予備機等がございますので、それを使用したいと考えてございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- 〇吉田(千)委員長 私のほうからお伺いします。確認なんですが、先ほどの生徒の分と今回先生の分ということですが、これで全部GIGAスクール構想の台数が揃うということでよろしいですか。
- ○田中学務課長 今回の購入で児童生徒分は揃い、あとは、教員は共有になりますが、

児童生徒の分は全部揃うということでございます。

〇吉田(千)委員長 分かりました。その上で、観点が違うんですけれども、要望ということになりますが、子どもたち、こういったパソコンやら様々使うことで、目が悪くなる子どもたちが増えているというようなテレビの報道もございましたので、その辺、使用に際しての目と機器の位置など、子どもたちの使用に際しての注意事項、そういったことを徹底していただければありがたいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○田中学務課長 昨年の二学期から持ち帰り学習をする時に、使用について、例えば長時間の使用によって、視力の低下とかそういったことを防ぐために、教育委員会から学校を通じて周知はしたところなんですが、さらに教育委員会から保護者に周知していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

〇吉田(千)委員長 つぎに、資料⑪財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入)について、説明を願います。

○秋山管財課長 財産の取得について、御説明いたします。こちらの案件も、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する案件でござい ます。なお、本日は、消防本部総務課から磯山課長が出席しておりますので、よろしく お願いいたします。1ページを御覧ください。今回取得する財産は、災害対応特殊水槽 付消防ポンプ自動車の購入になります。契約金額は、税込で6,832万1,000円、 契約予定の相手は日本機械工業株式会社、契約の方法は指名競争入札になります。2ペ ージをお開けください。納入期限として、令和5年3月31日まで。目的としまして、 土浦消防署に配備後16年を経過する消防ポンプ車が、老朽化により著しい性能低下の ため、更新することにより、消防力の維持・向上を図るものでございます。また財源と して、総務省の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,509万6,000円をあてます。 3ページをお開けください。今回購入車両の概要について記載がございます。このポン プ車は2,000リットルの水を積載できる車両で、無給油式真空ポンプ及びA2級消 防ポンプほか、各種消防機材を装備した車両で土浦消防署に配置いたします。 5ページ の入札(見積)調書兼仮契約締結伺いをお開けください。今回の災害対応特殊水槽付消 防ポンプ自動車につきましては、特殊車両のため製造元が限られていることから、車両 と艤装込みで対応可能な7者により7月20日水曜日に指名競争入札を行いましたが、 予定価格を上回ったことから再度指名競争入札を行い、金曜日に仮契約を行いました。 中段に記載がございますように、応札の結果、日本機械工業株式会社が契約の相手方と なったものでございます。予定価格は、左下にありますように、税抜で6,214万1, 000円。落札率については、99.95パーセントという結果でございました。今回 購入するポンプ自動車の形状、性能、それから搭載されている主要装備品についての記 載がございます。排気量が5,123cc、ディーゼルエンジンで乗車人員は6名、さ らに、4輪駆動方式で、装備としまして、2段バランスタービンで無給油式の真空ポン

プを搭載した車両でございます。主要装備としまして、2,000リットル水槽、電動吸管巻き取り装置、放水銃等を装備したポンプ車でございます。納入期限は、令和5年3月31日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○**篠塚副委員長** 先ほど、消防本部の協議の際に、災害対応特殊ポンプ自動車の購入について、ボディがおそらく出荷停止になっている企業のものかと思うので、その対応等については、次回の本委員会でお伺いしたいと言いましたが、もし今分かる範囲で発表できれば。車種ですね。日野自動車株式会社になっていますが、ニュースであるとおり、出荷停止の状況になっていますので、それを含めてお答えいただければと思います。
- ○磯山消防総務課長 篠塚委員から御質問のあった件について、お答えいたします。皆様、報道等で御存じであると思いますが、日野自動車の不正問題につきまして、現在日野自動車では生産がされていない状態であります。しかし、消防車に関しましては、ぎ装にかなり時間を要しますので、メーカー側で来年度の予想をしまして、ある程度先行して車種を製作しているとのことでございました。問題になった時点では、この消防車の車種は既に完成しておりまして、工場のラインからは出ておりました。この工場のラインから出ている車というのは、法的に問題がなく、登録はできるというメーカー側からの回答がありました。以上です。
- ○篠塚副委員長 分かりました。ただ、この問題は、過去の車両も全てだめだという可能性もあり得るわけですから、日野の車両というのは、かなり消防署でも扱っていると思うので、これから注視していただいて、対応を検討していただければと思うんですが。また、本委員会の時に、それまでに情報があれば、またお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○磯山消防総務課長 ありがとうございます。現在、消防本部では、日野の車種は 台 使用しております。一番新しいところでいいますと、令和3年度に導入しました大型の 水槽付ポンプ車がございます。現在メーカーのほうでいろいろと調べているところだと 思いますので、逐次メーカー及びぎ装会社等に調査を入れ、報告したいと思っております。以上です。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- 〇吉田 (千) 委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料⑫個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について、説明を願います。
- ○平井総務課長 サイドブックス資料⑫個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について、御説明いたします。資料の1番目、「趣旨」に記載のとおり、地方分権の進展等により、平成12年に、個人情報の保護や、適正な取扱いに関する総合的な規程であります、土浦市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な管理を図ってまいりましたが、このたび、個人情報に対する意識の高まり、技術革新による利活用のバランスや、データの流通増大に伴う、リスクへの対応などの観点から、個人情報の保護に関

する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることになりました。つきましては、 現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに、改正後の個人情報保護法に基づき、個人情 報の保護に関する、法律施行条例を新規に制定する必要があります。なお、法施行条例 (案)については、令和4年12月市議会に提出を予定しております。つぎに、2番の 個人情報保護法の改正の背景でございますが、(1)のデジタル社会の進展に伴う個人情 報の利用の拡大、(2)として国・地方公共団体・民間による個人情報保護に関する法令 が統一されていなかったことから、今回の法改正により、個人情報保護に係るルールを、 個人情報保護法に統一し、社会全体のデジタル化に対応した、全国共通のルールを規定 することにより、個人情報保護と、データ流通の両立を図るものでございます。なお、 改正後の個人情報保護法の概要につきましては、3番に記載のとおり、地方公共団体に 係る部分として、以下、五つの項目が、該当になるものでございます。(1)個人情報に 関する用語、定義の統一、こちらは、個人識別番号や要配慮個人情報等の用語の部分で ございます。(2)個人情報の漏洩防止のための安全管理措置等の統一。(3)情報の開 示請求等の手続の統一。(4)個人情報ファイル作成の義務化は、1,000人以上の個 人情報を取り扱う該当事務名などを記載した、個人情報ファイル簿を作成し、市ホーム ページなどで公表するというものでございます。(5)の匿名加工情報につきましては、 特定の個人を識別できないよう加工した個人情報を、民間に提供する制度となり、匿名 加工情報の提供制度は、※印に記載のとおり、国・都道府県・政令市以外の市町村は任 意事務、努力義務としているものでございます。つぎに、4番の法施行条例の制定に向 けた対応ですが、令和5年度以降は、改正法が直接適用され、表に記載の条例委任事項 については、条例で定める必要がございますが、概ね現行制度に合わせた内容とするも のです。表の左側が、改正法による条例委任事項、右側の欄が本市の対応案となります。 項目の1番目、個人情報の開示請求時の手数料については、国は1件300円としてお りますが、市の対応案は、現行通り、手数料は無料、コピー代のみの負担とするもの。2 番目の開示決定期限は、国は30日以内としていますが、現行通り、市は14日以内と するもの。市の個人情報保護審議会への諮問については、現在、本市では、個人情報の 内部利用や外部提供を行うべきかの具体的事案は、必要に応じて審議会に意見を求める ことができますが、改正法では、個人情報の外部提供の可否は、国が定めたガイドライ ンにより判断することになり、市の審議会への諮問が出来なくなりますが、条例に定め ることで、より広い見地から、個人情報保護制度の運用部分について、諮問を行なえる 規定にするものでございます。つぎに、5番のその他の条例整備、(1)の情報公開・個 人情報保護審査会条例の制定ですが、既存の個人情報保護審議会を廃止し、審査会を設 置する予定です。これは、現行の審議会は、個人情報の内部利用、外部提供の際に、諮問 しておりましたが、来年度以降は国のガイドラインに基づき、判断し、対応するため、 市の審議会への諮問が出来なくなるため、今後は、個人情報保護制度の運用や、個人情 報の非開示決定に対して、審査申し出があった場合の審査が主な所掌事項となり、名称 を国と同じく、審査会に改めるものです。なお、(2)に記載のとおり、市議会につきま しては、改正法の除外とされ、市議会独自の条例を定める予定でございます。この後、

説明がございます。最後に、今後のスケジュールでございますが、12月の市議会定例会に、法施行条例(案)及び審査会条例(案)を議案として提出を行い、令和5年4月1日から、新制度への移行を行いたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。 (「なし」という声あり)

〇吉田(千)委員長 つぎに、資料⑬新個人情報施行に伴う議会の個人情報保護の対応 について、説明を願います。

○天貝議会事務局次長 個人情報保護に係る議会における対応について、御説明いたし ます。本市議会の保有する個人情報の保護につきましては、これまで土浦市議会が保有 する個人情報の保護に関する規程により運用されておりました。この規程では、市長部 局の取扱の例によることとしておりまして、実際に運用された事例は私の知る範囲では 無かったものと思われます。そうした中、今般の個人情報の保護に関する法律の改正に 伴い、本市議会でも対応が必要になったものでございます。資料の1番は、個人情報保 護法の改正と、それが議会に適用されるのかについてでございます。これまで個人情報 保護のルールについては、各地方公共団体がそれぞれ定めていましたが、先程説明があ りましたように、今回の法改正により国の統一した基準により各団体に直接適用される こととなります。しかし、それは市長部局のみに適用されるもので、議会には適用され ないというものです。加えて、議会は自律的な措置を講じることが望まれるとされてお ります。そうした状況を踏まえまして、2番議会に関する個人情報保護についてです。 全国市議会議長会は、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と共同で、個人 情報保護委員会及び総務省の助言・協力により各市議会が個人情報保護条例を作成する ための条例案を策定しました。その内容は、改正法に準じた内容になっております。つ づきまして、3番議会が保有する個人情報とは何かと申しますと、具体的には請願陳情 の署名簿、参考人等に関する情報、傍聴人の受付簿、退職された議員の経歴などの情報 が対象となりまして、各議員が日常の議員活動で知り得た個人情報は対象外ということ になります。つづきまして、4番罰則規定についてです。条例案には罰則規定が設けら れておりまして、対象となる行為は事務局職員等が自己若しくは第三者の利益のために 収集し又は提供することなどで、罰則の内容は懲役又は罰金を科すものでございます。 なお、罰則についても議員は対象外ということになります。 5番の今後のスケジュール です。法律の施行が令和5年4月1日であることから、本年第4回定例会で本市議会の 条例を制定するというものでございます。なお、罰則規定が設けられている関係で水戸 地方検察庁との事前協議が必要となり、3か月程度かかることから、現在先行して事前 協議を進めております。なお、この条例制定につきましては、第4回定例会において所 管である議会運営委員会で審査した後、全協にて全議員で御協議いただいた上で議会運 営委員会提出議案として上程される運びとなりますのでよろしくお願いいたします。説 明は以上です。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

- 〇吉田(千)委員長 つぎに、資料⑭令和4年度土浦市総合防災訓練について、説明を願います。
- 〇皆藤防災危機管理課長 資料⑭令和4年度土浦市総合防災訓練について、御説明いたします。今年度は、3年に1回の総合防災訓練開催の年度でございます。これまで、災害現場の応急対策に関する訓練を主なものとして実施しておりましたが、今回は、避難所運営の中心を担っていただく地域住民参加型として実施するもので、会場として3か所で実施するものです。実施予定日は10月22日の土曜日、午前8時から11時の3時間で実施いたします。会場は、メイン会場として、土浦市消防本部。サブ会場は、土浦1中と6中の2か所の合計3か所でございます。3会場で、合計101地区から338名の住民市民の参加を予定しているところです。訓練内容については、メイン会場は、災害現場で発生しうる火災や建物倒壊時の訓練として、初期消火訓練や救出・救助訓練などを実施し、サブ会場では、主に避難所の設営と運営に関する訓練内容となっております。訓練は、小雨決行ですが、本降りの雨が続くようであれば、メイン会場の訓練は、外で実施する訓練であるため中止とし、サブ会場の訓練は、中学校の体育館で実施する訓練がほとんどであるため、実施を予定しております。説明は以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○篠塚副委員長 総合防災訓練なんですが、コロナ禍によりどうなるかというのもまだぎりぎりまで検討すると思うんですけれども、この訓練に参加した各町内に受講証明書ではないですが、防災訓練の終了証明書とかそういうものを発行するということは、今までやっていなかったと思うんですが、各町内で、こういう訓練をしっかり受けましたと、代表者が受けましたというような証明書のようなものを発行すると、非常に訓練の内容度が上がって、今後も各町内も担当は変わるかもしれませんが、しっかりと訓練をしていくんじゃないかと思うので、そういうものも検討していただければと思うんですが、いかがなものでしょうか。
- ○皆藤防災危機管理課長 今回の訓練は3か所で実施していくということで、また、参加する町内も多くなっておりますので、それを2年に1回ずつどこの町内も参加できるような訓練内容に変更をかけているところでございます。その都度、訓練の内容を変更しながら実施していくとこともございますので、その件については一度持ち帰らせていただいて、検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- ○吉田(千)委員長 つぎに、資料®防災放送アプリコスモキャスト運用開始について、 説明を願います。
- ○**皆藤防災危機管理課長** 資料⑤防災放送アプリコスモキャスト運用開始について、御説明いたします。コスモキャストというアプリは、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい荒天の日や、市外にいるときでもスマートフォンで受信し、放送内容を確認することができるアプリでございます。その他、過去10件分の放送内容の確認が可能であ

- り、音声をミュートにしておけば、音声が流れないようにすることもできます。また逆に、避難指示等の緊急性のある放送については、強制的に音声を流すことが可能となっております。現在、試験運用を行っており、9月1日から運用を開始いたします。市民の皆様には、広報紙8月中旬号及び市のホームページで周知を図っているところです。説明は以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○今野委員 このアプリを私は入れたんですけれども、今までアナウンスが聞こえなかったのですが、非常に便利でいいなと思いました。以上です。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

- ○吉田 (千) 委員長 そのほか、執行部からございますでしょうか。
- ○皆藤防災危機管理課長 本日資料はございませんが、昨年の予算決算委員会におきまして、防災行政無線の運用見直し等について、市民がどのような情報を必要としているか、現状を把握し、適宜見直しを行うことというような御指摘をいただいたところでございます。市民の必要とする情報を把握し、今後の防災行政無線の運用の活用するため、現在、アンケート調査を11月に実施するための準備を進めているところでございます。アンケート調査票の素案が出来次第、報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○久松委員 アンケートはいつ実施されるんですか。
- ○皆藤防災危機管理課長 11月に実施したいと考えているところでございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 そのほか、執行部からございますでしょうか。

(「特にはございません」との声あり)

○吉田(千)委員長 委員の皆様からございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 総務部の皆様は、退席していただいて結構です。大変お疲れ様で ございました。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

- 〇吉田 (千) 委員長 それでは、市民生活部の案件について協議を行います。市民生活 部資料に基づきまして、報告事項について資料①POSレジスター及び自動釣銭機購入 に伴う工事スケジュールの変更について、執行部より説明を願います。
- ○羽成市民課長 POSレジスター及び自動釣銭機購入に伴う工事スケジュールの変更 について、御説明します。 6月の定例議会で財産の取得について、POSレジスター及 び自動釣銭機購入を議案第45号で契約の御承認をいただきました。その後、購入契約 や工事等の関係する業者とそれぞれ契約を完了いたしましたが、関連する工事資材の納

品が時間を要するため、スケジュールの変更が生じましたので、御報告いたします。 2 の項目を御覧ください。①のNTT光回線から④のPOSレジスター及び自動釣銭機購入までの項目がございます。各項目、業者名や契約方法、契約金額、契約日等は記載のとおりとなっております。しかし、現在、IT関連の部品や資材不足が影響しており、②の回線工事の資材及び部品の納品が遅れると業者より連絡があり、当初9月末の予定が10月末に変更となり、1か月ほど遅延するとのことです。それに伴いまして、POSレジスター本体の設置が11月に変更となり、運用開始日も当初10月初旬を予定しておりましたが、開始が12月初旬に延期となります。詳細は資料のスケジュールの工程表の記載のとおりとなりますので、よろしくお願いします。市民課からの説明は、以上です。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。 (「なし」という声あり)

○吉田 (千) 委員長 つぎに、資料②土浦市清掃センターへごみを搬入する際のごみ袋等の規定について、説明を願います。

○羽成環境衛生課長 土浦市清掃センターへごみを搬入する際のごみ袋等の規定につき まして、御説明いたします。本件は、ごみ処理の適正化を推進する取組として実施する ものでございます。まず、ごみ処理などに係る現状ですが、本市におけるごみの排出量 につきましては、近年ゆるやかな減少傾向にあり、令和3年度は総排出量が49,01 7 t と、対前年度比で 7 4 5 t ほど減少したところです。その排出内訳では、各御家庭 から排出される家庭系ごみは減少しているものの、事業活動に伴い工場や商店、飲食店 などから排出されます事業系ごみのほうは、やや増加をしているところでございます。 また、この排出内訳を国や県の水準と比較してみますと、国では、事業系ごみの排出割 合が28パーセント、県では25.6パーセントといったところ、本市においては、3 1. 3パーセントと事業系ごみの割合が高い状況にございます。そのような中、昨年度 行ったごみの組成分析調査の際には、事業系ごみの中に多量の紙類やペットボトルなど のほか、本来、事業系ごみではないゴムや金属・ガラス類など、いわゆる違反ごみとな ります産業廃棄物の混入が散見されたところでございます。現在、清掃センターへごみ を搬入する際のごみ袋等の規定は、特段設けておりませんが、そのような違反ごみ等の 持ち込みにあたっては、中身の見えない色の濃いポリ袋や紙袋などが利用されている状 況です。そのような現状を踏まえた適正処理・資源化推進に向けた対応ですが、本市で は、 令和4年3月に策定しました第3次土浦市ごみ処理基本計画における市の行動の 中におきまして、事業者に対する減量化の助言・指導とともに、排出者責任の徹底を揚 げておりまして、清掃センターへの事業系ごみ搬入にあたっては、中身の見える袋等に 入れることを徹底する旨記載しています。排出事業者に対しましては、責任をもって事 業系ごみの減量化、資源化を図っていただくよう、更なる取組の強化を求めていく必要 がありますことから、ごみ処理基本計画に基づき、清掃センターへごみを搬入する際の ごみ袋等の規定を行い、適正な処理・資源化を推進してまいります。具体的には、資料 記載のとおり、搬入時に利用できる袋を中身の見えるポリ袋等、これは袋等を破袋せず 中身が目視できる状態と実施計画に規定いたしまして、家庭系ごみの直接搬入の際も同様に取り扱う旨記載させていただきます。変更時期につきましては、令和5年4月1日と考えておりますが、本年10月1日から令和5年3月31日までを移行期間といたします。移行期間中におきましては、激変緩和の措置として、中身の見えない袋で搬入された場合でも、受入れは行いたいと考えておりますが、その際には、職員が趣旨や変更時期を説明するとともに、4月以降は違反ゴミをお持ち帰りいただくようになる旨を伝えてまいります。今後のスケジュールについてですが、9月上旬に各収集運搬許可業者へ周知を行い、9月中旬には市広報紙やホームページ、さらに商工会議所会報などを通じて広く周知を図ってまいります。また、今後、この取組に加えまして、多量排出事業者に対する減量化・資源化の計画策定を求めてまいりたいと考えていまして、現在、市内事業者の排出状況調査などの準備を行っているところです。こちらも新年度から計画策定を促し、必要な助言・指導を行ってまいります。説明は以上でございます。

- ○吉田 (千) 委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○海老原委員 移行期間を半年設けているんだけれども、もっと短縮してしまってもいいんじゃないかと思うんだけど。
- ○羽成環境衛生課長 今現在、土浦市内の事業所、これは令和3年度の経済センサスから6,750事業所ございまして、かなり多くの事業所が土浦市内にございます。そのようなことから、事業者にも十分な周知期間、また、突然お持ち帰りいただくということも、なかなか難しいところがございますので、半年設定させていただいたところでございます。
- ○海老原委員 頑張って、3か月とは言えないですか。
- ○羽成環境衛生課長 実はこの事案につきまして、事前に商工会議所、それから新治商工会のほうにも訪問して、御協力いただきたい旨の伝えてまいったんですが、その中でやはり多少長めにとっていただいて、事業者の方にお話をしていければというお話がございまして、このような期間設定をしたところでございます。また、4月に向けては徹底していただくようなことでお話をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- **○吉田(千)委員長** 私のほうから確認をさせてください。このポリ袋なんですが、中身が見えるものであればどのようなものでもよろしいという解釈でよろしいんですか。
- ○羽成環境衛生課長 おっしゃるとおりでございまして、特に決まったものを求めるわけではございませんが、中身の見える半透明のものでも結構ですし、直接ごみを袋に入れない状態で搬入いただくことも可能でございます。
- 〇吉田(千)委員長 要は中身が確認できることが大事だということですね。あわせて、家庭系ごみも準じる、見えるような袋で出してください、あるいはそのまま持ってくるという状況でよろしかったでしょうか。
- ○羽成環境衛生課長 家庭系ごみにつきましては、集積場のものとは別に個別に清掃セ

ンターに搬入されている方がいらっしゃいます。個別に搬入されている方については、 指定のごみ袋ではなく、中身の見えないような袋、紙袋などを用いまして、搬入されて おりましたので、そちらについても見えるような形でということで、直接搬入をされる ものについては、同じような取扱いをさせていただきたいと思います。

○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

- 〇吉田(千)委員長 つぎに、資料③第17回土浦市環境展・土浦市消費生活展202 2の合同開催について、説明を願います。
- ○室町環境保全課長 第17回土浦市環境展・土浦市消費生活展2022合同開催について、御説明申し上げます。コロナ禍の影響で久しぶりの開催となりましたが、令和元年度から、より多くの皆様にお越しいただけるよう合同開催とし、また場所を霞ケ浦文化体育会館に移しての開催となっております。令和元年度については、台風の影響で残念ながら直前での中止になってしまったので、実質、今回が初めての合同開催となります。資料に記載しておりますが、今年度は10月15日土曜日の9時30分から、霞ケ浦文化体育会館大体育室において開催いたします。内容につきましては、5番に記載のとおり、環境展及び消費生活展でのパネル展示や啓発活動のほか、ステージイベントを予定しております。なお、総務市民委員の皆様には、改めて議員タブレットのメールにて、御案内を差し上げる予定でおりますので、当日、御出席賜りますようよろしくお願いいたします。また、同日、体育館前広場ではグリーフェスタつちうらが10時から開催される予定でございます。説明は以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
- ○海老原委員 水郷体育館は、エアコンの工事の関係で8月いっぱい使えないということだったと思うんだけど、予定どおり使えるようになるんですか。
- ○室町環境保全課長 この日は使用できるということで、予約済でございます。
- ○海老原委員 工事は終わったの。
- **○室町環境保全課長** 申し訳ございません。そこまでは把握しておりませんが、この日時は大丈夫だということで。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。

- ○吉田(千)委員長 そのほか、市民生活部からございますか。
- ○佐野市民活動課長 資料等はございませんが、私からは1件、御報告がございます。 6月の第2回議会で補正予算をお願いいたしました女性のための寄り添い支援事業について、委託事業者が決定いたしましたので、御報告申し上げます。この事業は、6月議会で補正予算の御承認をいただいた後、3回のプロポーザル選定委員会を開催し、去る8月22日に委託事業者が決定いたしました。委託事業者は、本市の放課後子ども教室や放課後児童クラブの事業を受託しておりますNPO法人スポーツ健康支援センターで、本事業の委託事業費は600万円、委託期間は令和4年9月1日から令和5年3月24日までとなっております。今後は、既存の相談業務ではできなかったSNSでの相談や

電話相談、対応時間の拡大、NPO等の知見を活かしたアウトリーチ型支援、居場所の 提供等、個人に寄り添ったきめ細かい支援を実施してまいりたいと考えております。市 民活動課からの説明につきましては以上です。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

- ○羽成環境衛生課長 私のほうからは3月に発生いたしました市営斎場のガラスの破損につきまして、原因が特定できましたので、御報告いたします。ガラスメーカーの調査によりまして、破損しましたガラスの破片、こちらを取り出しまして、断面を確認していただきましたところ、微細な異物が確認されまして、この異物が経年劣化によりまして、体積変化を起こし、自然爆裂が生じたという結論でございました。ガラス代297,000円につきましては、メーカーの補償ということで今回対応していただくことになりました。今後、同じような事案が考えられるところでございまして、可能性はかなり低いということではございますが、同様の事例が起こった際には、メーカーのほうで今回と同じような対応をしていただけるということで確認をしたところでございます。報告は以上でございます。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますでしょうか。
- ○真家市民生活部長 特にございません。
- ○吉田(千)委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。
- ○**篠塚副委員長** 上大津公民館の件でお伺いいたします。五中地区の小学校の統廃合の計画がある中で、上大津公民館を新しくできる小学校に入れるというような話が出たようでございますが、所管のほうには、上大津公民館を今後どうするかという話が来てないものですから、大分老朽化している施設なので、その辺も含めて、誰か分かる範囲で御回答いただければと思います。
- ○佐野市民活動課長 上大津公民館につきましては、先ほど篠塚副委員長がおっしゃったように、上大津地区の統合小学校整備に伴います複合化の案をお示ししたところでございます。地域の方々の御意見等によりまして、改めて検討することとなったところでございます。つきましては、上大津公民館は今後の上大津地区の統合小学校整備の状況次第となりますことから、方向性が決まった際には改めて委員会のほうで御報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○篠塚副委員長 老朽化している施設なので、その辺も含めて一体型の施設ではなくて、 今後の建替等も含めて検討することはあるんでしょうか、単独でやるとか。
- ○佐野市民活動課長 上大津公民館につきましては、コミュニティセンターという別の 顔も持っておりますが、公民館自体のですね、所管のほうは令和4年度から、公民館の 一般事務につきましては、市民活動課のほうで把握をしておりますが、再編であったり、 新築であったりそういった決定については、まだ教育委員会のほうに残っておりますの で、教育委員会のほうと協議しながら決定していきたいと考えております。以上です。
- ○吉田(千)委員長 そのほか、ございますか。

〇吉田 (千) **委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。 (市民生活部退席)